

# 災害時の避難支援をご希望の人へ

## 避難行動 要支援者の

# 避 難 支 援

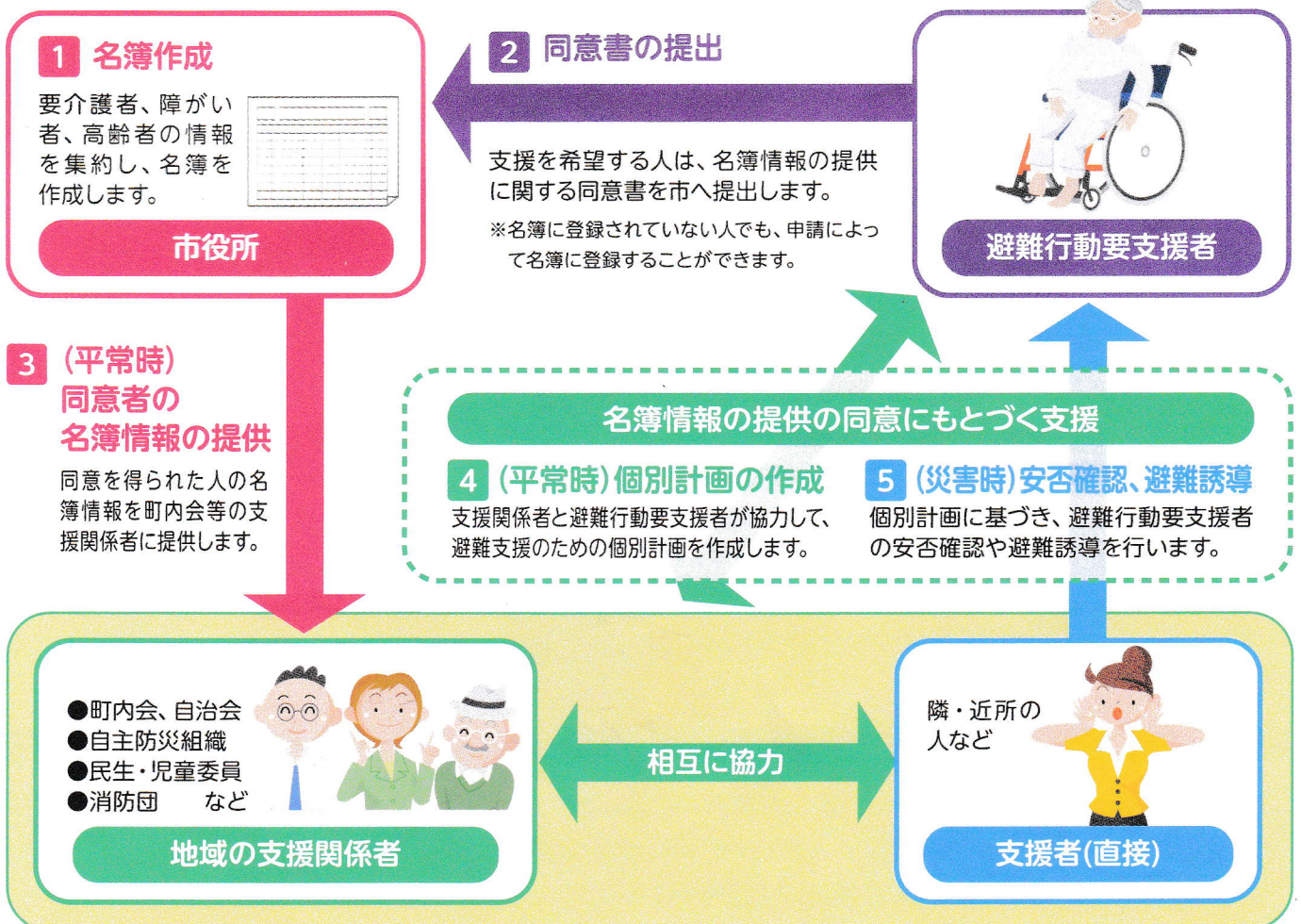
法律の改正により、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」に変わり、支援の仕組みも変わりました。

### ■ 避難行動要支援者制度

市では、高齢者や障がい者など、災害時に避難の支援が必要と思われる人について「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この制度は、避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を町内会等の支援関係者へ提供することについての同意書を市へ提出することで、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し災害に備えていただく、地域住民の助け合いの制度です。

## 避 難 支 援 の し く み



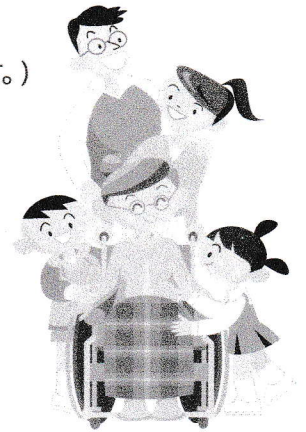
## 避難行動要支援者の要件

在宅者で、次の要件に該当する人

- ①要介護3以上の人
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人を除きます。）
- ③療育手帳Aを所持する人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤70歳以上の寝たきりの人
- ⑥世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らしの人を含みます。）
- ⑦上記のほか、避難支援が必要な人

※①～⑥に該当する人は、市が把握した対象者を名簿に登録しています。

※⑦に該当する人は、名簿に登録するための申請が必要です。



## 名簿の登録内容

名簿には、次の内容を登録します。

- ①氏名
- ②住所
- ③性別
- ④生年月日（年齢）
- ⑤電話番号などの連絡先
- ⑥支援が必要な理由（要介護度、障害者手帳の等級など）
- ⑦平常時からの名簿情報提供に関する同意の有無

## 申込み先

〒675-8501 加古川町北在家2000

- 市役所  
高齢者・地域福祉課 本館2階  
障がい者支援課 本館1階  
介護保険課 新館2階  
危機管理室 消防庁舎4階
- 各市民センター

## パンフレットの問合せ先

危機管理室  
電話 427-9717

高齢者・地域福祉課  
電話 427-9205

## 申込み方法

### 【申請者】

支援関係者への名簿情報の提供を希望する人

※本人による申請が困難な場合は3親等内の親族が代理で申請できます。

### 【受付窓口】

高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、危機管理室、各市民センター

※郵送による申請もできます。詳しくはお問合せ下さい。

### 【提出書類】

避難行動要支援者名簿登録申請書(兼)名簿情報提供同意書

※右の申請書を切り取ってご利用ください。

※市ホームページからもダウンロードできます。

## ご注意

- ・支援を直接行っていただく人（支援者）やその家族が被災したときや、支援者自身に危険が及ぶ恐れのあるときなど、支援が困難な場合には、支援者による避難支援が実施されないことがあります。
- ・支援者は、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・名簿登録者の情報は、大規模な災害などが発生した場合には同意の有無にかかわらず、安否確認などに活用するため必要に応じて、町内会、自主防災組織、消防団その他の地域の支援関係者へ提供することがあります。